

明治後期から大正への劇場をめぐって——『警視庁統計書』から——

佐藤 かつら

はじめに

本稿は、『警視庁統計書』をもとに、明治半ばから大正時代における演劇・芸能の状況を数値的に把握することを試みるものである。特に、当該時期における劇場の動向を、数値をもとに概観する。『警視庁統計書』により芸能の観客の動向を調査することは、すでに倉田喜弘氏（『芝居小屋と寄席の近代——「遊芸」から「文化」へ』〈岩波書店、二〇〇六年〉）や上田学氏（『日本映画草創期の興行と観客——東京と京都を中心に』〈早稲田大学出版部、二〇一二年〉）が行っている。上田氏は、明治四十一（一九〇八）年以降、劇場や寄席の観客数が、活動写真の隆盛に伴い減少したことを指摘している。筆者もかつて、「猛優の時代——小芝居と大衆娯楽」（神山彰編『忘れられた演劇 近代日本演劇の記憶と文化1』〈森話社、二〇一四年〉所収）において、倉田・上田両氏の手法に学んで、大正元（一九一二）年までの観客数の変遷を追ったことがある。

本稿では、調査の対象を広げ、明治二十三年から大正末期までを範囲とする。まず、劇場・寄席・観物（見世物）・活動写真（映画）という各芸能（芸能の場）の全体的動向を確認する。さらに、各劇場における観客数の推移をもとに、どのような劇場が当時の観客を最も多く集めたのかを示す。そして、今後さらに考察を進めるための土台としたい。

一、明治と大正における東京の劇場と『警視庁統計書』

（一）法令の確認

明治時代に施行された東京の劇場をめぐる法令を年代順に簡単にまとめ、『警視庁統計書』における数値を見て行く前提としたい。¹⁾

江戸時代は、官許の芝居小屋のほかに、寺社境内や広場において「宮地芝居」が存在していた。維新後も官許の江戸三座は存続したが、明治六（一八七三）年以降は、場所を猿若町に限定せず、東京

府内に合計十座までの劇場設立が許可された。

一方、明治十一（一八七八）年に、見世物「道化踊^{どうけおどり}」が興行を許可された。「道化踊」とは名目で、実態は歌舞伎を上演するものであった。これは江戸時代において、公には歌舞伎を演じる場としてではなく見世物として興行を許可されていた宮地芝居（小芝居）のあり方を受け継ぐものだった。小芝居の役者集団は官許劇場（大芝居）とは別のもので、大芝居からの蔑視の対象でもあった。小芝居は、櫓や花道、引幕、廻り舞台などの設置が許可されないなどの、官許劇場と差別化する制限を幕府から課された上で、ほぼ黙認の体で存続した。寺社境内の振興など、一定の需要があったためだろう。宮地芝居は官許劇場より安価な観劇料で寺社境内や広場などで興行を行い、格は低いが、庶民にとって距離的にも心理的にも身近な芝居小屋だった。

道化踊も小芝居のこうした性格を受け継いだ。設備には制限があり、最初は下谷と深川に限って許可された。

明治十五（一八八二）年二月には、初めての劇場に関する法令である「劇場取締規則」（甲第二号）が公布され、ここで東京府内の劇場数は十座までと限定された。「道化踊」に関しても、同年三月に、今後その興行場は下谷・二長町・芝森元町・牛込赤城町・深川森下町^マに限り、合計で十二座まで設立を許可される、と定められたらしい（明治十五年三月二十六日付『諸芸新聞』六十六号）。

明治二十三（一八九〇）年八月には「劇場取締規則」が改定され（警察令第十四号）、これまで「劇場」であった座が「大劇場」、「道

化踊」であった座が「小劇場」とされ、それぞれ定数は十座、十二座と定められた。江戸時代以来、公的には歌舞伎を演じる場として認められていなかった小芝居が、ここで初めて公に歌舞伎を上演する「劇場」となったのである。本稿ではこの時点からを扱う。

その後、明治三十三（一九〇〇）年十一月には、「演劇取締規則」が公布された（警視庁令第四十一号）。ここで、「大劇場」「小劇場」の呼称は廃止され、二百坪以上の劇場が十座、二百坪未満の劇場が市部十二座、郡部五座までと定められた。さらに明治四十五（一九一二）年四月の警視庁令第十五号により、二百坪未満の劇場が市部に十五座、郡部に八座と改正され（二百坪以上の劇場の数は変わらず）、認可される劇場数が増えた。

その他、寄席、観物（見世物）、活動写真についても取締規則が存在したが、いま、その変遷や経緯などは省略する。

大正十（一九二一）年七月には、「興行場及興行取締規則」が公布され、九月より施行された（警視庁令第十五号）。この規則は、演劇、寄席、観物場（見世物）、活動写真興行すべてを包括するものであった。この規則以前にあった「演劇取締規則」および、「寄席取締規則」（明治三十四年九月公布、警視庁令第五十八号）、「観物場取締規則」（明治二十四年十月公布、警察令第十五号）、「活動写真興行取締規則」（大正六年七月公布、警視庁令第十二号）は全て廃止された。

右の規則において「興行場」とは、観覧の有料・無料にかかわらず、演劇・活動写真・演芸または観物を提供する常設の場所とさ

れ、その数は無制限となった⁽²⁾。この規則については後述する。

(二)『警視庁統計書』とは

本稿において利用する『警視庁統計書』は、東京における警察統計を示したものである。年代により統計書の書名は異なり、本稿の範囲で言えば、明治二十三年は『警視庁事務年表』、明治二十四・二十五年は『警視庁事務成績』、明治二十六年以降は『警視庁統計書』として刊行されている⁽³⁾。

この統計書の内容について、大日方純夫氏は、「警察機構それ自体にかかわるもの（警察署と警察官の配置、警察官の人的構成、警察費など）」と、「警察の機能にかかわるもの」とがあり、かつ後者は「行政警察的側面（政治・営業・風俗・衛生・交通関係）」と「司法警察的側面（犯罪検挙・盗難・事故関係）」とに二分されることを指摘している⁽⁴⁾。

このうち、本稿で問題にしたい諸興行の統計の項目と数値は、「風俗」の分野に掲載されている。この時代においては、遊郭などの取締と同様に、出版や興行は「善良の風俗を保持するため」の「風俗警察」の取締の対象とされていた⁽⁵⁾。

以下、掲載されている統計の項目と数値について、劇場、寄席、観物、活動写真の順に見て行く。なお、統計の項目は年により多少異なっており、一貫して同じ項目が記載されているとは限らないが、本稿で確認する範囲では問題ないと判断する。また、そもそも数値が信頼できるものかどうか、という問題もあるが、本稿では検

証の手立てを持たないため、掲載された数値に基づいて見ていきたい⁽⁶⁾。

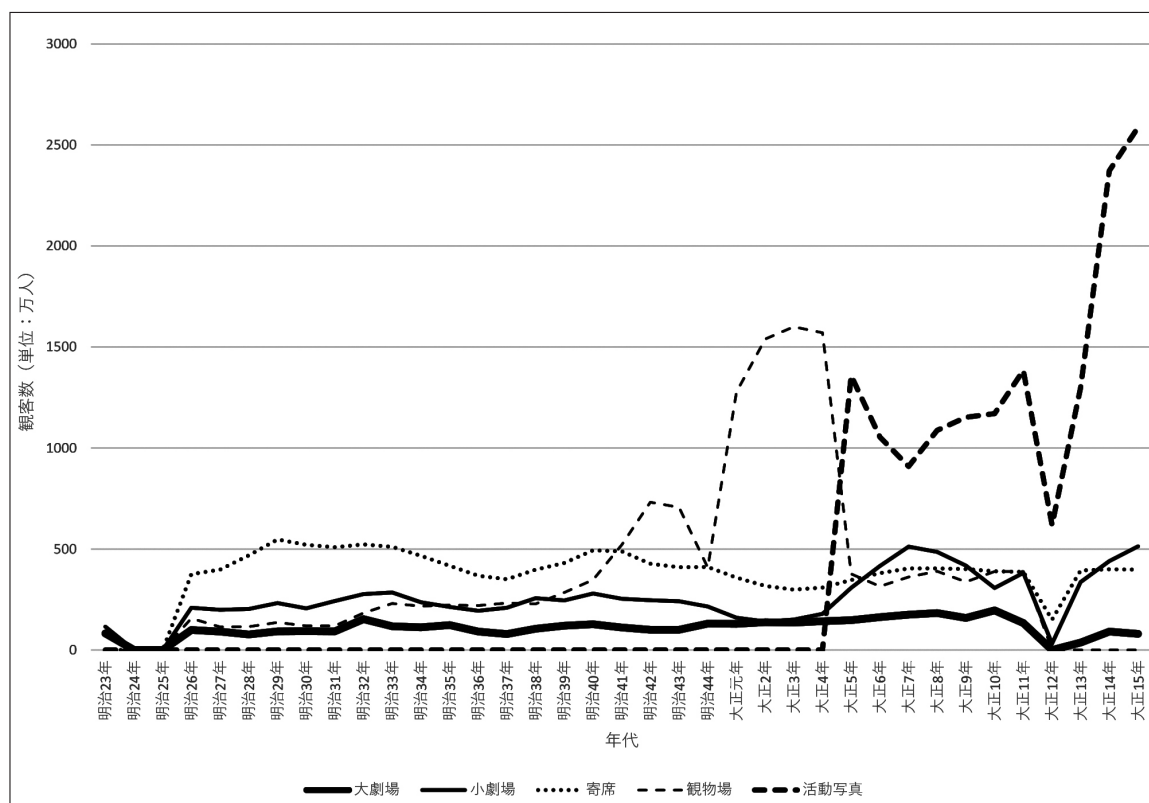
劇場に関しては、およそ共通して掲載されているのは、東京における各劇場の名称と、それぞれの劇場年間興行度数、興行日数、および観客数、さらにその総計である。

明治二十三年以降、東京の劇場は「大劇場」と「小劇場」の二種類に分類されることとなったわけだが、警視庁の統計上でも、大劇場と小劇場に分けて、それぞれ座名が記載された。前述の通り、明治三十三年に法令上で大劇場と小劇場の区分は廃止されたが、統計上では明治三十三年以前の区分をそのまま引き継ぎ、大正元（二九一二）年までは大・小を区別している。

観客数の数値は明治二十三年には記載があるが、翌二十四年と二十五年にはなく（寄席・観物も同様）、明治二十六年以降は毎年記載される。かつ、二十六年以降は、「木戸」と「一幕限」の区別がされている。「一幕限」はその名の通りで一幕を立見で見える場合である。「木戸」とはもともと劇場における観客の出入口のことを指し、観客は「木戸銭」（入場料）を払った。さらにこの木戸銭とは別に、棧敷料などがかかった。「木戸」の観客とはしたがって、座席を確保し観劇する観客のことである。明治三十三年からは、木戸、一幕限それぞれについて一日平均の観客数も座ごとに掲載されている。ほかにも項目があるが、煩雑なため省略する⁽⁷⁾。

寄席については、所轄の警察署毎に、箇所数（営業者数）、昼夜別の興行日数、昼夜別の客数が記載されるのが基本である。

表 1-1 観客数の推移



観物場（見世物）についてであるが、前述の明治二十四年十月警察令第十五号「観物場取締規則」によれば、以下のものが「観物場」の範疇に入る。⁽⁸⁾

- 一角觥 撃剣 軽業 手品 足芸 力持 曲馬 犬芸 猿芸
- 独楽廻 人形 太神楽 倭獅子 パノラマ 其他諸種ノ
- 技芸動物等ノ類
- 一 自動鉄道及山嶽橋梁ノ模造其他大厦高楼等遊覧ニ供スル建造物ノ類

統計上記載されているのは、所轄の警察署毎の箇所、興行日数、入場人員で、それぞれ常設・仮設の別がある。この観物場の範疇に、大正六（一九一七）年までは、「活動写真」興行（映画館）も含まれていた。⁽⁹⁾

活動写真については、大正五年以降から、独立して統計がとられるようになる。大正七年からは「活動写真興行及路上観物興行人警察署別」の統計表が掲載される。⁽¹⁰⁾これは前年の大正六年七月に「活動写真興行取締規則」が公布、八月より施行されたためである。統計の項目は基本的に観物場の項目と同じである。大正七年には、統計上、フィルムの甲種・乙種の別があったが（甲種は十五歳以上限定観覧用、乙種は一般観覧用）、翌大正八年にはその区別がなくなつたほか、一日一箇所平均の入場人員も記載されるようになった。さらに大正九年からは昼興行・夜興行の区別がされて数値が掲

表 1-2 観客数の推移 一覧表

	大劇場	小劇場	寄席	観物場	活動写真
明治23年	82	115	-	-	-
明治24年	-	-	-	-	-
明治25年	-	-	-	-	-
明治26年	99	209	375	157	-
明治27年	91	199	398	114	-
明治28年	77	203	468	115	-
明治29年	92	232	547	136	-
明治30年	93	206	521	119	-
明治31年	92	242	509	119	-
明治32年	153	277	523	183	-
明治33年	117	285	511	230	-
明治34年	112	236	466	217	-
明治35年	123	213	417	222	-
明治36年	91	194	367	220	-
明治37年	79	209	350	232	-
明治38年	105	257	398	228	-
明治39年	120	245	431	285	-
明治40年	127	280	493	347	-
明治41年	111	253	488	521	-
明治42年	100	246	427	732	-
明治43年	100	241	410	706	-
明治44年	130	215	411	408	-
大正元年	129	160	358	1277	-
大正2年	138	142	317	1539	-
大正3年	135	151	299	1600	-
大正4年	143	179	309	1571	-
大正5年	148	308	346	377	1358
大正6年	163	416	381	315	1054
大正7年	175	512	404	361	909
大正8年	183	485	404	390	1087
大正9年	159	418	401	337	1152
大正10年	196	307	390	389	1170
大正11年	133	382	387	389	1384
大正12年	0	32	151	1	619
大正13年	37	336	394	-	1298
大正14年	91	440	400	-	2372
大正15年	80	513	398	-	2587

出典：『警視庁事務年表』（明治23年）、『警視庁事務成績』（明治24・25年）、『警視庁統計書』（明治26～大正15年）

単位：万人。千の位以下切り捨て。劇場は木戸と一幕限の観客の合計。寄席は昼夜の合計。観物場は常設と仮設の合計。千の位以下切り捨て。

載された。また、同年からは常設興行に加え、臨時興行についても記載されるようになった。
以上をふまえ、まずは各芸能の観客数の推移を確認し、さらに、各劇場における観客数を見ていきたい。

二、『警視庁統計書』から見る観客数の推移

（一）明治二十三年～大正年間の観客数の推移

表1-1は、明治二十三年以降、大正十五（一九二六）年までの

大劇場・小劇場・寄席・観物場・活動写真のそれぞれの観客数の推移をグラフにしたものである。大劇場・小劇場の観客数は、それぞれの木戸と一幕限の観客数を合計した^①。表1-2は、グラフにしたもとの数値の一覧表である。「①」は数値記載なしを示す。

まず、この表の問題点について述べておきたい。

前述の通り、大正二年以降、統計上における大劇場と小劇場の区分は廃止された。表1-1、1-2では、大正二年以降の「大劇場」は、大正元年までに大劇場とされていた劇場とし、それ以外を「小劇場」として、数値を計算した。ただし、大正十三～十五年に関しては、この基準を適用すると、「大劇場」に帝国劇場、歌舞伎座、本郷座、市村座のみが含まれ、そのほかの劇場（邦楽座や新橋演舞場など）がすべて「小劇場」の区分に入ってしまう、適切さに欠ける。

大正後期に関しては、ほかにも問題がある。それは、統計の区分と数値のとり方が変化したのではないかと推測されるふしがあるためである。

その根拠としては、前述の「興行場及興行取締規則」が挙げられる。この規則は劇場、寄席、観物、活動写真の興行場と興行のすべてを取り締まるも

のであるが、興行場や興行については、規則のなかに以下のような文言がある（「」内と傍線は引用者による⁽¹²⁾）。

〔第二章興行場 第一節総則〕のうち

第四条 本令ニ於テ興行場ト称スルハ料金ヲ受クルト否トヲ問

ハズ演劇、活動写真、演芸又ハ観物ヲ公衆ノ観覧又ハ

聴聞ニ供スル常設ノ場所ヲ謂フ

第五条 興行場ヲ分チテ劇場、活動写真館、演芸場及観物場ノ

四種トス

（中略）

〔第三章興行 第一節興行人〕のうち

第四十八条 本令ニ於テ興行ト称スルハ料金ヲ受クルト否トヲ

問ハズ演劇、活動写真、演芸又ハ観物ヲ公衆ノ観

覧又ハ聴聞ニ供スルヲ謂フ

（中略）

第四十九条 興行ヲ分チテ演劇興行、活動写真興行、演芸興行

及観物興行ノ四種トス

右のように、この取締規則においては、劇場と観物場は従来通りの名称だが、活動写真の興行場は「活動写真館」、寄席は「演芸場」に変わった。この取締規則の「第三章興行 第一節興行人」では、演劇興行や活動写真興行について、さらに以下のように定められた（丸括弧内は、原文では割書）。

第五十六条

演劇興行ハ第六十六条第一項ノ認可ヲ受ケタル脚本ニ依ルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ

劇場以外ノ場所ハ演劇興行（大道具其ノ他之ニ類スル可動的書割ヲ使用セザル演劇興行ヲ除ク）ノ為ニ使用スルコトヲ得ズ

但シ警視庁ニ於テ保安上支障ナシト認メタルトキハ此限ニ在ラズ

第五十七条

活動写真興行ハ検閲規則第二条ニ依リ検閲ヲ経タル「フィルム」ニ依ルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ

活動写真館以外ノ場所ハ活動写真興行ノ為ニ使用スルコトヲ得ズ 但シ警視庁ニ於テ保安上支障ナシト認メタルトキハ此ノ限

ニ在ラズ

右の通り、演劇興行は劇場で、活動写真興行は活動写真館でのみ認められる、とまずは規定される。ただし、演劇興行は、大道具や可動式の書割を使用しなければ劇場でなくても興行可能であり、また、警視庁の許可を得られた場合にも、興行ができる。したがって、劇場でなくとも、活動写真館や演芸場、観物場でも、演劇興行ができる可能性があった。活動写真興行についても同様で、警視庁の許可があれば、活動写真館以外でも興行が可能であったことになる。

また、演芸興行や観物興行についての場所の規定はこの取締規則

中に見えないため、これらは、劇場でも活動写真館でも、演芸場でも観物場でも自由に興行ができるということになる。つまり、大正十年以降は、劇場、活動写真館、演芸場、観物場、それぞれにおいて、演劇・活動写真・演芸・観物の興行が可能であったということだ。¹³⁾

さらに言えば、統計の項目の表記が、大正十年前後に以下のように変化したことも、気になる点である。まず、「劇場累年比較」、「劇場興行日数及観客箇所別」、「劇場興行日数及観客月別」という、「劇場」を冠していた統計の項目が、大正九年以降、「劇場」の箇所がすべて「演劇」と表記されるようになった（「演劇累年比較」、「演劇興行日数及観客箇所別」、「演劇興行日数及観客月別」。さらに、大正十一年から、それまで「寄席累年比較」、「寄席興業（行）日数及入場人員警察署別」、「寄席興行日数及入場人員月別」となっていた項目が、「演芸累年比較」「演芸興業（行）行日数入場人員警察署別」（二つの統計を併せたと思われる）に表記が変更された。

つまり、「劇場」から「演劇」へ、「寄席」から「演芸」へと、場所から芸能の内容を指し示す表記に変わったのである。このことから、劇場や寄席といった「興行場」における興行日数や入場人員の統計から、「演劇」「演芸」といった「内容」ごとの興行日数や入場人員の統計へと変化した、という可能性が現れる。ただしこのことは推測であり、確実に「内容」ごとの数値の算出という方法に変わった、とは言えない。したがって、項目の名称が変わっても、相変わらず興行場ごとに数値を出していたのかもしれない。

「劇場」「寄席」「観物場」などの「興行場所」ごとに統計をとったのか、それとも「演劇」「演芸」「見世物」「活動写真興行」などの、「内容」ごとに統計をとったのか、表1-1、1-2の大正九年以降は基準が不明確であり、この表は異なる基準の数値をつなげているかもしれないという問題がある。

さらに言えば、大正九年以前においても、この表においては「劇場」（大劇場・小劇場）「寄席」「観物場」という興行場所における観客数の数値を比較できるだけで、それぞれの興行場において何を上演していたか、何がどれだけ観客を集めたか、ということはわからない。

大正十年の「興行場及興行取締規則」施行以前においても、劇場では演芸（寄席芸）や見世物興行も可能であったし、映画も上演されていた。¹⁴⁾ 一方で寄席や見世物において、演劇を上演することは厳しく取り締まりを受けたが、活動写真興行における「連鎖劇」では、上演時間や大道具・臺などに制限がありつつも、実演を交えていた。¹⁵⁾ つまり、劇場だから必ず演劇が上演されており、見世物だから演劇以外の見世物興行が行われている、ということにはならない。当然のことかもしれないが、以上のような問題があることは確認しておきたい。

その上で、表1-1、1-2からわかることを、既に指摘されていることも含め、以下にまとめておく。

・およそ明治四十年以降、「観物場」の数値が増大していく。これは、活動写真興行が観物場に含まれるためで、活動写真の数

値が独立して取られるようになる」と観物場と活動写真の数値が入れ替わる。

・「活動写真興行」がほかの興行物をはるかにしのぐ観客を集めていたことがわかる。既に言われていることだが、グラフから、その観客数が膨大であることがわかる。

・活動写真の隆盛とともに小劇場・寄席の観客数が明治四十一（一九〇八）年より減少した。

・一方で、大劇場の入場者数はさほど変化せず、小劇場に比べれば安定していた。

・大正四年から七年の小劇場観客数が増加していること、大正七年の活動写真観客数が減少していることが挙げられる。大正七年の活動写真の観客数が減少したことは、おそらく、前年に施行された「活動写真興行取締規則」の影響があると思われる。¹⁶⁾

・大正十二（一九二三）年の数値が異常に落ち込んでいるのは、言うまでもなく同年九月に発生した関東大震災の影響によるものである。この年は八月まで通常の興行があったが、震災の影響で、各劇場とも数値を計上できなかったためか、統計表に数値が記載されていない劇場がほとんどである。

（二）観客数から見る各劇場

では次に、焦点を劇場に絞り、どのような劇場が観客を集めていたのかを考えていきたい。

表2は年ごとに、木戸、一幕限それぞれの観客数を単純に足した場合の、観客数が多い劇場を、上位から下位へ並べたものである。¹⁷⁾各劇場名の右の数字は、観客数である（単位…千人）。色のついてある劇場が、統計上「大劇場」の範囲に入る劇場である。

表3-1は年間の木戸と一幕限を合計した観客数を、年間の興行日数で割った、一日あたりの平均観客数を比較し、上位の劇場から下位へ並べたものである。表3-2は、表3-1における各年の一位の劇場を抜き出し、その一日あたりの平均観客数を記したものである（単位…人）。

表2と表3-1、3-2とを比較してまず言えることは、一日平均の観客数で言えば、明治年間には特に、歌舞伎座ほかの大劇場の観客数が多いことである。これは当然のことではあるが、そもそも、大劇場と小劇場は観客の収容人員が異なる。杉浦善三編『俳優明鑑』（演芸倶楽部、明治四十二（一九〇九）年）によれば、大劇場にあたる歌舞伎座の定員は一八〇〇人、明治座は一三八〇人、東京座は一六〇〇人、本郷座は一八七〇人、市村座は一二〇〇人、新富座は一七〇〇人、有楽座は八〇〇人である。¹⁸⁾小劇場にあたる宮戸座は七〇〇人、真砂座は一二二二人、演伎座は九二八人、寿座は一二六四人、国華座は一〇八八人、深川座は一〇〇〇人、開盛座は一〇八〇人、柳盛座は一一〇〇人、三崎座は一一二三人である（常盤座は記載なし）。平均すると、大劇場は一四七八人、小劇場は一〇四五人である。

小劇場は、その少ない収容人員のなかで、興行日数を多くし、ま

た、一日に昼夜の二回興行を行うことなどで観客数を増やす工夫をしていた。昼夜二回興行は、明治三十一年八月の開盛座や明治三十二年七月の寿座などから見られはじめ、明治三十三年以降、開盛座、宮戸座、演伎座といった座が、年間のうち数ヶ月を昼夜興行にしている。¹⁹⁾ 明治三十五年の開盛座はほぼ年間を通して昼夜興行を行っており、開盛座、宮戸座、常盤座なども昼夜興行を多く取り入れている。明治三十七年から四十二年の『警視庁統計書』では、一日に昼夜二回の興行をした場合に「二日」と数えている。このような措置をされているのは柳盛座、宮戸座、常盤座で（明治四十一年は柳盛と宮戸、四十二年は宮戸と常盤のみ）、そのためこれらの座は、当該時期の年間の興行日数が三六五日を超える場合がある。

では次に、表2に基づき、観客数で上位に位置する劇場について言及したい。なお、各劇場の上演内容については、小宮麒一『歌舞伎・新派・新国劇 上演年表 第六版（明治元年～平成十八年）』（私家版、二〇〇七年）を参照した。

まず言えることは、明治年間を通して、観客数の上位を柳盛座、開盛座、宮戸座、常盤座、三崎座といった、「道化踊」（小芝居）の系譜を引く小劇場が占めていることである。歌舞伎座や東京座といった大劇場も上位、たとえば上から三位以内に見える年があるが、それほど頻繁ではないことがわかる。

柳盛座は下谷区向柳原一丁目（現・台東区浅草橋五丁目）に存在した。明治十五年（一八八二）一月に開場した道化踊の座から、小劇場となった。三代目中村翫右衛門（一九〇一—一九八二）が自伝

『人生の半分』（上、筑摩書房、一九五九年）で、父中村梅雀（のち二代目翫右衛門）が座頭をしていた柳盛座のことを詳しく回想している。柳盛座では、明治三十年代半ば以降、昼興行で梅雀らの歌舞伎を、夜興行で新派を舞台にかけていた。この劇場には、「二銭団洲」とあだ名され、九代目市川團十郎そっくりの芸で有名だった坂東和好（又三郎）も出ていた。

ここで言う開盛座は柳盛座の近く、浅草区七軒町（現・台東区元浅草一丁目）にあった座である。明治二十五（一八九二）年三月に開場した大和座という小劇場が改名を経て開盛座となった。渥美清太郎（一八九二—一九五九）は開盛座にしばしば通って大衆向けの多くの作品を堪能したことを回想している。²⁰⁾ 座頭の坂東飛鶴は地芸もケレンも踊りもうまかったという。大正七年に生まれた伊藤経一氏は、地元の開盛座の大正・昭和初期の様子をまとめている。²¹⁾ 表2からわかる通り、開盛座は明治二十九年から三十五年までの七年間、年間観客数の一位となる劇場だが、田村成義『続々歌舞伎年代記 乾』（市村座、一九三二年）や伊原敏郎『歌舞伎年表』（岩波書店、一九七三年）には名前の出てこない劇場である。

常盤座は浅草公園第六区、宮戸座は同第七区にあった劇場で、それぞれ明治二十（一八八七）年十月、十一月に開場した道化踊の座が前身である。表2からわかるように、宮戸座は明治三十年代後半から大正初年にかけて、多くの観客を惹きつけたが、それは四代目沢村源之助（一八五九—一九三六）や七代目沢村訥子（一八六〇—一九二六）らの芸と人気によるものだった。²²⁾ 四代目中村芝翫や市村

家橘（のちの十五代目市村羽左衛門）など、大芝居の役者も時折出演した。常盤座では明治三十年代半ば以降、水野好美（一八六三―一九二八）らの新派をかけて、人気を博している。

三崎座は神田区三崎町三丁目一番地（現・千代田区三崎町二丁目）にあり、松本錦糸（一八五四―？）ら女役者の一座による芝居で有名だった。明治二十八年以降、四十三年までしばしば観客層数上位三位までに入っており、その人気のほどがうかがえる。

明治四十四（一九一三）年に丸の内に帝国劇場が開場すると、こうした小劇場人気を中心とした情勢が変化する。帝国劇場は、震災前までほぼ常に、観客総数でも上位に位置する。

大正四（一九一五）年から七（一九一八）年にかけては、連鎖劇を舞台にかけていた劇場が上位に見える。この頃は連鎖劇がもつと

も流行していた頃であると考えられる。表1―1、1―2で見たとおり、小劇場全体の観客数が大正四年から七年にかけて増加したことを考えると、連鎖劇の流行は小芝居の興行を救うものであったことが明かである。²³

その他わかることとして、大正六年以降、急激に劇場の数が増えていくことがある。横田洋氏は以下のように指摘する。²⁴

また、大正六年頃を境に演劇・映画など興行に関する当局の取り締まりの方針が徐々に変化する。それまで、浅草公園六区には劇場は常盤座しか認められていなかったが、この時期に公園劇場・観音劇場など新しい劇場が認められるようになる。

大正12年		大正13年		大正14年		大正15年	
関谷座	110	世界館	298	金龍館	457	金龍館	402
大森劇場	108	観音劇場	239	歌舞伎座	373	観音劇場	338
王子劇場	36	宮戸座	233	松竹座	292	世界館	330
品川劇場	25	松竹座	223	凌雲座	284	歌舞伎座	327
南座	22	凌雲座	222	世界館	283	公園劇場	308
早稲田座	22	本郷座	219	観音劇場	246	大盛座	301
花屋敷劇場	1	金龍館	206	帝国劇場	241	松竹座	300
帝国劇場	0	常盤座	192	帝京座	228	新橋演舞場	298
有楽座	0	演伎座	177	公園劇場	226	常盤座	251
神田劇場	0	公園劇場	175	白鳥座	210	浅草劇場	234
明治座	0	オペラ座	135	浅草劇場	210	中央劇場	225
歌舞伎座	0	市村座	128	市村座	201	帝国劇場	222
末廣座	0	大森劇場	125	大盛館	199	凌雲座	183
大國座	0	神田劇場	118	大國座	180	御園劇場	183
本郷座	0	末廣座	116	御園劇場	163	大國座	177
市村座	0	大國座	113	新橋演舞場	146	市村座	142
凌雲座	0	大盛館	100	宮戸座	146	宮戸座	139
世界館劇場	0	関谷座	82	三幸劇場	139	帝京座	139
宮戸座	0	品川劇場	68	常盤座	137	末廣座	121
公園劇場	0	早稲田座	66	末廣座	124	神田劇場	118
観音劇場	0	帝京座	63	第一劇場	115	日本橋劇場	114
金龍館	0	寿座	56	寿座	108	本郷座	114
御園座	0	邦楽座	50	本郷座	106	邦楽座	105
開盛座	0	日本橋劇場	45	神田劇場	86	大森劇場	103
松竹座	0	南座	45	邦楽座	73	第一劇場	101
大世館劇場	0	聚楽座	41	聚楽座	72	南座	88
帝京座	0	三幸劇場	37	早稲田座	61	聚楽座	87
寿座	0	帝国劇場	32	築地小劇場	56	赤羽劇場	80
辰巳劇場	0	千歳座	29	関谷座	43	寿座	65
渋谷劇場	0	御園劇場	27	大森劇場	30	関谷座	64
		築地小劇場	23	千歳座	28	築地小劇場	59
		復興劇場	12	品川劇場	24	早稲田座	50
		白鳥座	11	羽田劇場	15	千歳座	47
		初音座	11	南座	1	羽田劇場	46
		王子劇場	5			立川演芸場	23
		羽田劇場	2			白鳥座	20
						初音座	17

表2 年間総観客数（木戸十一幕限）による順位

明治23年	明治26年	明治27年	明治28年	明治29年	明治30年	明治31年	明治32年	明治33年	明治34年	明治35年
常盛座 293	春木座 524	春木座 432	柳盛座 414	開盛座 419	開盛座 440	開盛座 453	開盛座 391	開盛座 459	開盛座 424	開盛座 362
柳盛座 217	常盛座 457	柳盛座 400	常盛座 309	柳盛座 313	柳盛座 288	宮戸座 311	三崎座 378	真砂座 343	真砂座 256	真砂座 294
春木座 182	柳盛座 406	常盛座 373	三崎座 249	常盛座 301	宮戸座 285	三崎座 247	東京座 365	真砂座 321	三崎座 247	歌舞伎座 232
歌舞伎座 171	真砂座 304	真砂座 299	三崎座 239	三崎座 266	春木座 243	真砂座 219	常盛座 364	三崎座 300	柳盛座 221	三崎座 216
高砂座 170	三崎座 262	常盛座 226	演伎座 195	真砂座 254	真砂座 228	歌舞伎座 212	歌舞伎座 287	常盛座 291	演伎座 216	改良座 210
吾妻座 157	歌舞伎座 261	三崎座 166	開盛座 203	市村座 203	歌舞伎座 203	東京座 207	市村座 266	東京座 282	歌舞伎座 205	柳盛座 199
新富座 145	新盛座 203	歌舞伎座 163	市村座 173	春木座 199	三崎座 199	演伎座 200	宮戸座 260	歌舞伎座 257	寿座 199	春座 197
浄瑠璃座 113	浅草座 147	明治座 157	新盛座 171	歌舞伎座 192	演伎座 188	柳盛座 198	真砂座 266	歌舞伎座 227	改良座 194	市村座 192
千歳座 110	深野座 123	浅草座 156	歌舞伎座 165	演伎座 163	浅草座 186	明治座 187	柳盛座 260	宮戸座 225	宮戸座 190	常盛座 191
中村座 102	吾妻座 113	福栄座 145	春木座 160	新盛座 163	市村座 184	常盛座 187	新富座 226	演伎座 224	市村座 181	新富座 174
森元座 72	福栄座 70	浪伎座 101	明治座 146	浅草座 159	深川座 142	深川座 185	寿座 191	新富座 205	深川座 177	宮戸座 166
壽座 67	日吉座 58	新富座 95	新富座 128	明治座 154	明治座 90	市村座 138	浪伎座 185	新富座 166	春木座 189	東京座 160
開盛座 52	藍染座 50	吾妻座 75	吾妻座 120	都座 131	新富座 83	寿座 121	深川座 171	明治座 155	常盛座 169	本郷座 140
市村座 44	明治座 40	市村座 67	浅草座 95	寿座 129	寿座 81	新富座 112	明治座 167	深川座 150	浅草座 157	末広座 130
宝輝座 35	市村座 38	藍染座 52	蘭座 35	宮戸座 81	東京座 75	新富座 100	浪伎座 162	浅草座 146	東京座 150	演伎座 129
千代盛座 26	鳥羽座 17	東京座 0	清水座 40	川上座 40	浅草座 56	東京座 90	川上座 131	栄座 114	明治座 115	明治座 123
都座 12	新市座 7	川上座 0	清水座 40	関谷座 14	栄座 89	栄座 80	栄座 116	川上座 108	明治座 105	深川座 122
	高砂座 0		初音座 15	初音座 9	川上座 12	春木座 72	市村座 92	市村座 11	栄座 51	浅草座 90
	緑座 0		関谷座 10	清水座 4	初音座 4	初音座 15	初音座 0	初音座 11	末広座 30	

[illegible][illegible]

出典：表 1-2 に同じ。

観客数：単位千人。百の位以下は切捨、色つきは大劇場。

こうして、大正六年以降は新しい劇場が増加した。大正七年以降、浅草にできた、新しい、規模の大きい劇場が観客数の上位を占める。また、浅草オペラや、喜劇の流行もうかがえる。たとえば大正十一（一九二二）年、金龍館はオペラ『カルメン』を初演しているが、その年の観客総数で二位となっている。金龍館は明治四十四年に開場しており、この年以前、大正八年からオペラを上演しているが、大正十年までは統計表には「劇場」として名前があがっていなかった。大正十一年に初めて劇場として統計表に現れるので、開場以降大正十年までは、観物場（活動写真館）または演芸場の区分であつたと思われる⁽²⁵⁾。

また、大正九年から十一年の観音劇場（浅草公園六区に存在）は総観客数で一位、二位となっているが、この時期、曾我廼家五九郎の喜劇と新派を上演していた。震災後に観客数が一位であつた世界館劇場や金龍館は、喜劇を舞台にかけていた。

新しい娯楽の登場と流行が統計上からもわかるように思われるが、前述のように、大正十年前後から、統計のとり方が変化した可

明治40年	明治41年	明治42年	明治43年	明治44年
歌舞伎座	歌舞伎座	市村座	歌舞伎座	歌舞伎座
新富座	三崎座	歌舞伎座	宮戸座	帝国劇場
三崎座	本郷座	三崎座	柳盛座	宮戸座
宮戸座	市村座	本郷座	市村座	市村座
市村座	東京座	明治座	新富座	常盤座
本郷座	寿座	寿座	常盤座	明治座
明治座	明治座	柳盛座	寿座	本郷座
寿座	宮戸座	宮戸座	本郷座	新富座
常盤座	新富座	新富座	三崎座	寿座
開盛座	開盛座	開盛座	明治座	柳盛座
柳盛座	真砂座	演伎座	真砂座	三崎座
演伎座	常盤座	東京座	蓬萊座	蓬萊座
瓢箪座	柳盛座	真砂座	演伎座	真砂座
深川座	国華座	常盤座	東京座	開盛座
国華座	演伎座	深川座	開盛座	演伎座
東京座	深川座	国華座	早稲田座	東京座
真砂座	有楽座	有楽座	深川座	早稲田座
			有楽座	有楽座
			品川座	品川座

能性がある。したがって、統計に現れたことと、現実の様相とが一致しているかどうかは、年代毎に慎重に検討すべきである。今後の課題としたい。

三、まとめ

明治四十二年の柳盛座について、三代目中村翫右衛門は以下のよう⁽²⁶⁾に振り返る。

このころ柳盛座はとみに観客の足がうすくなった。夜芝居に書生芝居を掛けたが、少しずつかたむきかかった経済力を盛返すだけの力はなかった。活動写真！そういう強敵がそろそろ足もとの方から襲ってくる気配になったし、交通の便が開けてくると浅草や盛り場、はては中芝居、大芝居へ客足がむいてゆく、こうなると場所が問題になってくる。上野広小路をひかえ、浅草をひかえ、つい眼の前に市村座をひかえ、開盛座をひかえて

表 3-1 一日平均観客数による順位

明治23年	明治26年	明治27年	明治28年	明治29年	明治30年	明治31年	明治32年	明治33年	明治34年	明治35年	明治36年	明治37年	明治38年	明治39年
千歳座	春木座	春木座	歌舞伎座	春木座	歌舞伎座	春木座	東京座	開盛座	開盛座	歌舞伎座	改良座	歌舞伎座	歌舞伎座	歌舞伎座
新富座	歌舞伎座	市村座	新富座	歌舞伎座	春木座	開盛座	市村座	歌舞伎座	歌舞伎座	開盛座	明治座	明治座	市村座	本郷座
歌舞伎座	常盤座	歌舞伎座	春木座	市村座	市村座	宮戸座	歌舞伎座	宮戸座	市村座	開盛座	新富座	本郷座	明治座	明治座
常盤座	浅草座	新富座	柳盛座	宮戸座	開盛座	歌舞伎座	開盛座	春木座	寿座	真砂座	市村座	深川座	寿座	新富座
春木座	柳盛座	柳盛座	市村座	開盛座	宮戸座	市村座	春木座	真砂座	春木座	寿座	歌舞伎座	真砂座	柳盛座	開盛座
吾妻座	明治座	浅草座	明治座	常盤座	浅草座	浅草座	川上座	柳盛座	宮戸座	新富座	寿座	本郷座	開盛座	寿座
柳盛座	深野座	常盤座	常盤座	柳盛座	新富座	明治座	宮戸座	東京座	演伎座	明治座	本郷座	寿座	三崎座	三崎座
市村座	三崎座	真砂座	演伎座	浅草座	柳盛座	常盤座	新富座	明治座	真砂座	本郷座	演伎座	三崎座	宮戸座	市村座
高砂座	市村座	明治座	吾妻座	都座	東京座	寿座	三崎座	演伎座	明治座	東京座	宮戸座	市村座	明治座	柳盛座
中村座	真砂座	新盛座	三崎座	明治座	演伎座	真砂座	常盤座	浅草座	浅草座	改良座	東京座	演伎座	真砂座	真砂座
森元座	日吉座	演伎座	真砂座	真砂座	明治座	柳盛座	真砂座	寿座	東京座	柳盛座	新富座	柳盛座	新富座	東京座
浄瑠璃座	福栄座	福栄座	開盛座	三崎座	真砂座	深川座	明治座	三崎座	柳盛座	末広座	三崎座	橋座	深川座	常盤座
開盛座	新市村座	三崎座	浅草座	演伎座	深川座	演伎座	柳盛座	常盤座	三崎座	演伎座	浅草座	開盛座	国華座	深川座
宝輝座	新盛座	吾妻座	新盛座	新盛座	三崎座	三崎座	寿座	新富座	改良座	浅草座	真砂座	国華座	東京座	演伎座
寿座	鳥越座	藍染座	栄座	川上座	川上座	新富座	浅草座	深川座	末広座	宮戸座	深川座	東京座	演伎座	宮戸座
千代盛座	吾妻座	東京座		栄座	栄座	東京座	演伎座	川上座	深川座	三崎座	常盤座	常盤座	瓢座	国華座
都座	藍染座	川上座		関谷座	関谷座	深川座	深川座	栄座	新富座	深川座	末広座	宮戸座	栄座	瓢座
		高砂座		初音座	初音座	川上座	栄座	市村座	常盤座	常盤座	柳盛座	栄座	常盤座	瓢座
		緑座		清水座	清水座	初音座	初音座	初音座	栄座	栄座	栄座	改良座		

大正元年	大正2年	大正3年	大正4年	大正5年	大正6年	大正7年	大正8年	大正9年	大正10年	大正11年	大正12年	大正13年	大正14年	大正15年
帝国劇場	歌舞伎座	常盤座	市村座	宮戸座	観音劇場	吾妻座	御国座	吾妻座	明治座	観音劇場	世界館劇場	市村座	金龍館	金龍館
本郷座	品川座	歌舞伎座	常盤座	常盤座	市村座	御国座	吾妻座	観音劇場	観音劇場	市村座	南座	本郷座	歌舞伎座	歌舞伎座
歌舞伎座	本郷座	市村座	歌舞伎座	市村座	明治座	明治座	明治座	市村座	市村座	金龍館	花屋敷劇場	松竹座	松竹座	市村座
宮戸座	帝国劇場	新富座	寿座	歌舞伎座	宮戸座	市村座	市村座	御国座	帝国劇場	常盤座	関谷座	白鳥座	市村座	新橋演舞場
新富座	宮戸座	帝国劇場	中央劇場	中央劇場	常盤座	歌舞伎座	帝国劇場	帝国劇場	常盤座	帝国劇場	早稲田座	公園劇場	新橋演舞場	観音劇場
市村座	新富座	本郷座	本郷座	本郷座	歌舞伎座	本郷座	神田劇場	明治座	新富座	新富座	大世館劇場	金龍館	浅草座	世界館
明治座	市村座	宮戸座	明治座	演伎座	公園劇場	帝国劇場	本郷座	新富座	歌舞伎座	明治座	大森劇場	世界館	世界館	大盛座
常盤座	三崎座	明治座	帝国劇場	寿座	深川座	寿座	新富座	常盤座	開盛座	御国座	宮戸座	演伎座	公園劇場	松竹座
寿座	常盤座	東京座	新富座	帝国劇場	帝国劇場	神田劇場	常盤座	歌舞伎座	十二階	十二階	品川劇場	観音劇場	観音劇場	公園劇場
三崎座	明治座	寿座	深川座	明治座	本郷座	新富座	寿座	演伎座	宮戸座	帝京座	王子劇場	常盤座	帝国劇場	本郷座
演伎座	東京座	三崎座	神田劇場	神田劇場	中央劇場	中央劇場	有楽座	開盛座	公園劇場	公園劇場	帝国劇場	末廣座	浅草劇場	常盤座
蓬萊座	蓬萊座	演伎座	演伎座	新富座	新富座	宮戸座	歌舞伎座	寿座	本郷座	本郷座	有楽座	宮戸座	帝京座	帝国劇場
真砂座	寿座	蓬萊座	宮戸座	蓬萊座	神田劇場	辰巳劇場	中央劇場	辰巳劇場	本郷座	寿座	神田劇場	神田劇場	白鳥座	浅草劇場
開盛座	演伎座	柳盛座	真砂座	深川座	演伎座	演伎座	公園劇場	中央劇場	神田劇場	関谷座	明治座	浅草座	大盛座	中央劇場
柳盛座	開盛座	開盛座	東京座	開盛座	真砂座	常盤座	宮戸座	千住劇場	中央劇場	御国座	歌舞伎座	オペラ座	大盛座	浅草座
東京座	深川座	真砂座	開盛座	東京座	寿座	公園劇場	開盛座	神田劇場	有楽座	宮戸座	末廣座	神田劇場	本郷座	御園劇場
早稲田座	柳盛座	深川座	牛込座	真砂座	駒形座	大盛座	演伎座	宮戸座	辰巳劇場	中央劇場	大盛座	大盛座	三幸劇場	神田劇場
深川座	有楽座	牛込座	有楽座	早稲田座	大盛座	観音劇場	渋谷劇場	公園劇場	関谷座	開盛座	本郷座	帝国劇場	南座	大盛座
有楽座	真砂座	有楽座	蓬萊座	信楽座	関谷座	深川座	大盛座	末廣座	神田劇場	神田劇場	市村座	御園劇場	宮戸座	第一劇場
天満座	牛込座	天満座	信楽座	有楽座	早稲田座	開盛座	辰巳劇場	有楽座	大盛座	辰巳劇場	浅草座	関谷座	御園劇場	帝京座
品川座	天満座	品川座	天満座	観音劇場	大森劇場	有楽座	観音劇場	弥生座	王子劇場	有楽座	公園劇場	三幸劇場	神田劇場	宮戸座
					有楽座	渋谷座	末廣座	本郷座	早稲田座	大森劇場	観音劇場	邦楽座	第一劇場	南座
					渋谷座	駒形座	関谷座	駒形劇場	渋谷劇場	末廣座	金龍館	大盛座	寿座	大森劇場
					開盛座	関谷座	千住劇場	大盛座	大盛座	大盛座	南座	南座	常盤座	末廣座
						大森座	駒形劇場	王子劇場	駒形劇場	王子劇場	開盛座	早稲田座	早稲田座	聚楽座
						早稲田座	弥生座	渋谷劇場	大森劇場	早稲田座	松竹座	大森劇場	末廣座	邦楽座
						千住座	王子劇場	早稲田劇場	大宮館	大宮館	帝京座	寿座	関谷座	関谷座
						王子座	早稲田劇場	南座	歌舞伎座	歌舞伎座	寿座	日本橋劇場	羽田劇場	千歳座
							大森劇場	関谷座	南座	辰巳劇場	品川劇場	聚楽座	邦楽座	初音座
							太子館	大森劇場	渋谷劇場	渋谷劇場	渋谷劇場	初音座	邦楽座	日本橋劇場
												聚楽座	大森劇場	寿座
												復興劇場	千歳座	赤羽劇場
												王子劇場	品川劇場	築地小劇場
												千歳座	築地小劇場	早稲田座
												羽田劇場		白鳥座
												築地小劇場		羽田劇場
														立川演芸場

出典：表 1-2 に同じ。

色つきは大劇場。

表 3-2 一日平均観客数が最も多い劇場

年	劇場名	一日あたり 平均観客数
明治23年	千歳座	1838
明治26年	春木座	1972
明治27年	春木座	1932
明治28年	歌舞伎座	1836
明治29年	春木座	1831
明治30年	歌舞伎座	1797
明治31年	春木座	1565
明治32年	東京座	1733
明治33年	開盛座	1644
明治34年	開盛座	1624
明治35年	歌舞伎座	1615
明治36年	改良座	1117
明治37年	歌舞伎座	1131
明治38年	歌舞伎座	1303
明治39年	歌舞伎座	1673
明治40年	歌舞伎座	1844
明治41年	歌舞伎座	1441
明治42年	市村座	1291
明治43年	歌舞伎座	1407
明治44年	歌舞伎座	1361
大正元年	帝国劇場	1420
大正2年	歌舞伎座	1134
大正3年	常盤座	1548
大正4年	市村座	1468
大正5年	宮戸座	1671
大正6年	観音劇場	1471
大正7年	吾妻座	2475
大正8年	御国座	2006
大正9年	吾妻座	2464
大正10年	観音劇場	1758
大正11年	観音劇場	1455
大正12年	世界館劇場	999
大正13年	市村座	1062
大正14年	金龍館	1306
大正15年	金龍館	1137

出典：表 1-2 に同じ。

単位：人

いる。

小芝居の系譜を引く小劇場は、庶民に身近な娯楽であったがゆえに、流行に強く左右された。庶民に身近という点では寄席も同様である。活動写真の隆盛に加え、右に述べられている交通網の発達により、こうした娯楽は距離的な利点も失われつつあったこともわかる。時代とともに現れる変化に大きく影響を受けていたのである。

以上、本稿では芸能や劇場に関する統計の数値から、明治後半から大正までの芸能の全体的動向を追った。

多くの観客を集めていた劇場が、何を上演して観客を惹きつけていたのかは、それぞれの場合において詳細に見て行く必要がある。また、統計の数値についても、一応の基準は示せたと考えるが、慎重に扱うことが必要である。さらに考えていきたい。

【付記】

引用資料は、活字を現行字体に改め、適宣、濁点・句読点・一字あけを施した。

本稿は、二〇一四年八月二十八日の、国際高等研究所研究プロジェクト「東アジア古典演劇の「伝統」と「近代」——「伝統」の相対化と「文化」の動態把握の試み」における筆者の報告「明治末期から大正への小芝居をめぐる」をもとにまとめたものである。発表時にご意見を賜った方々に御礼申し上げる。口頭発表から本稿執筆までかなり時間が経過してしまったが、小芝居にかかわる基礎的な数値を明らかにしておくことに意味があるうかと考えた。

注

(1) 以下、明治三十三年までの東京の劇場をめぐる法令や江戸時代の小芝居、および見世物「道化踊」については、拙著『歌舞伎の幕末・明治—小芝居の時代』（ぺりかん社、二〇一〇年）参照。

(2) 倉田喜弘・林淑姫『近代日本芸能年表』上(ゆまに書房、二〇一三年)参照。

(3) 本稿では、以下により『警視庁事務年表』、『警視庁事務成績』、『警視庁統計書』を参照した。『明治／前期』警視庁・大阪府・京都府 警察統計〔第二期〕(柏書房、一九八六年)。警視庁編『警視庁統計書』(明治二十四年～大正十五年、クレス出版、一九九七～一九九九年)。ほか、国立国会図書館デジタルコレクションからも、『警視庁統計書』を閲覧した。

(4) 大日方純夫「資料解題」(『明治／前期』警視庁・大阪府・京都府 警察統計〔第二期〕1(柏書房、一九八六年))。

(5) 「風俗警察」(『法律用語辞典』第四版、有斐閣、二〇一二年)、Japan knowledge により閲覧。

(6) 統計上の数値に明らかに不審があるものは以下の通りである。まず、明治三十三年一月の市村座の幕見の数値が興行日数十九日に対して一九九〇人と多すぎる点。一日平均の計算では幕見が一〇四名と記載されているため、一九九〇人の誤りとみなした。また、大正二年の品川座の幕見の数値が、興行日数九日に対して八九二人と多い。ただこちらは一日平均の幕見の値が九九〇人とされ、計算上合致しているため、このまま採用した。さらに、大正十年の明治座の木戸の観客数が、五六八三九一〇人と、ほかの劇場より桁多い莫大な数字になっている。一日平均の木戸の観客数も、この数字を興行日数の二二三日で割った数字である二六六八五人となっているため、あるいは正しいのかもしれないが、一日に木戸の観客が二六六八五人入るのは現実的ではない。この時の明治座の定員は、もし明治四十二年から変わっていないければ(出典は本文参照)、一三八〇人である。二六六八五人は定員の十九倍である。この年、明治座は七月三十日から八月五日までチャップリンの『キッド』を上映しており、浪花節や歌劇なども上演するほか、年間を通して歌舞伎、新派、新国劇を上演しているが、その点を考慮しても木戸の観客数

が多すぎる。よって、本稿では、誤りとみなし、大正十年の明治座の木戸の観客数を五六八三九一人で計算した。

(7) 劇場累年比較(五年分の一覧表)や、月別の劇場興行日数および観客数など。

(8) 『警視庁令類纂 第三版』(明治二十五年三月刊)より引用した。

(9) 横田洋「連鎖劇の興行とその取り締まり―東京における事例をめぐって―」(『フィロカリア』二五、二〇〇八年三月)、上田学『日本映画草創期の興行と観客―東京と京都を中心に』(早稲田大学出版部、二〇一二年)。

(10) 「観物場」の項目はなくなり、活動写真以外の常設の観物場については、「寄席興行日数及入場人員月別」の表に注記の形で所轄警察署別の箇所と日数、入場人員が記載されている。ただし大正七年から十二年までである。本文の通り、「路上観物興行人」については数値が記載されるが、路上ではないもの、つまり常設の建物を伴うものについて、特に項目が立てられていない。常設の見世物は、ほとんどすべてが活動写真興行場になったということか。なお、路上観物とは縁日の見世物のことである(明治二十四年『警視庁事務成績』)。

(11) 明治二十八年から大正十年まで、劇場の興行日数と観客数を記載した表に注記して、郡部における劇場・寄席以外の興行場での「演芸」「演劇」「観物」の興行度数、興行日数、観客数が記載されているが、本稿ではこの数値は計算に入れていない。また、大正十五年の統計では、木戸と一幕限の区別がなく、昼興行・夜興行の別がある。

(12) 『加除自在 警視庁令全書』(大日本行政学会、一九三八年)より引用した。国立国会図書館デジタルコレクションより閲覧した。

(13) 倉田氏・林氏注(2) 前掲書で指摘されている。

(14) 横田氏前掲論文および、上田氏前掲書六三頁参照。上田氏によれば日露戦争期の映画興行は劇場で多く行われており、寄席でも映画は上演されていた。

(15) この点については横田氏前掲論文において詳しく考察されている。

(16) 本文でも述べたが大正六年七月の「活動写真興行取締規則」において、フィルムが甲種（十五歳以上限定観覧用）・乙種（一般観覧用）とされ、年齢制限のない乙種の映画を作る必要に迫られた興行主たちは規則の施行延期や甲乙フィルムの選別廃止を訴えて警視庁に陳情したという（横田氏前掲論文による）。このとき、映画興行の収入が激減したという記事もある（大正六年八月七日付『東京朝日新聞』）。

(17) 木戸のみ、あるいは一幕限のみの観客数で考えると、当然ながら順位は異なる。一幕限の観客数は、多くの劇場では木戸の観客数より少ないため、順位はさほど変わらない。ただし一幕限の観客数のほうが多い劇場もあり、たとえば明治二十九年から三十二年の市村座や宮戸座などがあてはまる。そのことは表に反映できていない。

(18) 有楽座は明治四十一年十二月、数寄屋橋近くにて開場した。興味深いことに、明治四十一年・四十二年の『警視庁統計書』では、小劇場に分類されている。規模からすればそういうことになるのだろう。しかし、四十三年からは大劇場に分類されている。帝国劇場に先駆けて建設された洋風劇場であり、また、新劇運動の拠点ともなったというその劇場の性格により、大劇場に分類されたものだろうか。本稿では、四十一年と四十二年の有楽座の統計上の数値は、小劇場として計算している。

(19) 小宮麒一『歌舞伎・新派・新国劇 上演年表 第六版（明治元年～平成十八年）』（私家版、二〇〇七年）参照。

(20) 渥美清太郎『緞帳ものがたり』（『演劇界』一九四九年二月）。

(21) 伊藤経一『大正・昭和初期の浅草芸能』（文芸社、二〇〇二年）。

(22) 拙稿『猛優の時代—小芝居と大衆娯楽』参照。

(23) 横田洋氏は連鎖劇について、次のように述べる。「新派や歌舞伎の一部には連鎖劇の流行があったおかげで、命脈を保てた俳優や一座が多かった。映画と演劇は連鎖劇を通してお互いに依存していたのである」（横田氏「連鎖劇とその変容—興行資料にみる大正期の映画と演劇の関

係」〔神山彰編『忘れられた演劇 近代日本演劇の記憶と文化1』森話社、二〇一四年〕所収。小芝居の観客数の推移を見ても、的確な指摘だと考える。

(24) 横田氏注（9）前掲論文参照。横田氏は続けて、警視庁の取り締まりの中心的な対象が、影響力の拡がった映画に向けられたことも指摘する。

(25) 金龍館では大正三年ごろから曾我廼家五九郎の喜劇を舞台にかけていた。喜劇は劇場でなくとも上演できたものか。

(26) 中村翫右衛門『人生の半分』上、五二頁。